

平成 30 年度 第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会 議事録

I. 日時 : 平成 30 年 10 月 4 日(木) 13:30~17:30

II. 場所 : 高圧ガス保安協会 第 2 会議室

III. 出席者(敬称略、順不同)

主査:渡邊

委員:吉沼、富田、中村、水越

事務局(KHK):高橋、狩野、五味田

IV. 配布資料

資料1 LP ガス設備設置基準等分科会委員名簿

資料2 平成 25 年度第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会議事録(案)

資料3 LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正について

資料4 LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)新旧対照表

参考1 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示(経済産業省告示第八十六号)

参考2 供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示第 10 条及び第 11 条の運用及び解釈について(20170316 商局第 10 号)

参考3 液化石油ガス分野技術基準整備計画(平成 31 年度~平成 35 年度)(案)

別添 LP ガス設備設置基準及び取扱要領 KHKS0738(2010)

V. 議事

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員は 5 名(2 名欠席)であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項(技術基準策定手順書第 12 条 5 号)で定める分科会の定足数を満たしていることを確認した。

3. 主査挨拶

議事の審議に先立ち、主査より挨拶があった。

4. 委員紹介等

事務局から、平成 29 年度 9 月 1 日に分科会委員の就任があった旨を報告し、委員の紹介を行った。また、規格委員会規程第 16 条第 6 項(技術基準策定手順書第 16 条第 6 項)

に基づき、渡邊主査より副主査として猪瀬委員が指名されたことを報告した。

5. 前回議事録(案)の確認について

資料 2「平成 25 年度第 1 回 LP ガス設備設置基準等分科会 議事録(案)」について採決を行ったところ、LP ガス設備設置基準等分科会委員(7 名)の過半数の賛成(出席委員 5 名全員の賛成)により可決された。

6. LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS 0738)の改正について

事務局より資料 3、資料 4 を用いて、LP ガス設備設置基準及び取扱要領(KHKS0738)の改正についての説明があり、その後以下の意見交換等があった。

- ①法令との整合による改正として、硬質管と接続具をまとめて「硬質管等」という語句を用いているが、液石法における「硬質管等」には接続具は含まれないがよいか。
→あくまで、当該基準内での名称として「硬質管等」を硬質管と接続具を合わせたものとして用語の定義に規定しているため、問題ないとする。
- ②高圧集合装置の設置例において、予備調整器に単段式である旨の追記を行っているが、単段式で問題ないか。
→実態として単段式を用いることが多いことから問題ないとする。
- ③ねじに係る表記について、「R」、「R ねじ」という表記が混在している。整理をされたらどうか。
→整理し、全体の影響をふまえ修正する。
- ④主なマイコンメータの種類に EB25 はあるが、SB25 は記載されていない。SB25 があつたと思うがこれで良いか。
→日本ガスメーター工業会に確認したところ、現状 SB25 は製造されておらず、また、KHKS0737 において、マイコンメータ SB 型の適用範囲は $16\text{m}^3/\text{h}$ 以下のものとされている。そのため記載をしていない。
- ⑤点検・調査の項目及び頻度の表について、●で示されているのは、第一号認定液化石油ガス販売事業者が一定の要件を満たした場合に係るものという理解で良いか。また、その旨は記載されているか。
→そのとおりであり、その旨の記載をしている。
- ⑥継手金具付高圧ホースについて、カップリングタイプの図が削除されているが、残した方がよいのではないか。
→現在、製造されておらず、図の役割が乏しいことから削除する。

上記の意見交換を踏まえて、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、LP ガス設備設置基準等分科会委員(7 名)の過半数の賛成(出席委員 5 名全員の賛成)により可決された。

7. その他

本日の審議の結果、修正が必要となった箇所については、事務局において修正を行うこととし、その後は必要に応じて主査の確認を得て進めることとなった。

また、審議した規格の改正案については、11月上旬開催予定(日程未定)の液化石油ガス規格委員会に上申することが確認された。

以上